

第二種特定鳥獣管理計画（第5期カモシカ保護管理）の概要

森林づくり推進課鳥獣対策係

1 計画の目的

第二種特定鳥獣管理計画（第5期カモシカ保護管理）（以下「特定計画」という。）では、SDGsの視点を踏まえ、科学的・計画的な保護管理により、管理ユニット内の個体数を安定的に維持しつつ、農林業被害等の軽減を図るという目的達成のため、各種対策や調査研究に取り組んでいく。

2 計画の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

3 対象地域

長野県全域（7地域個体群）

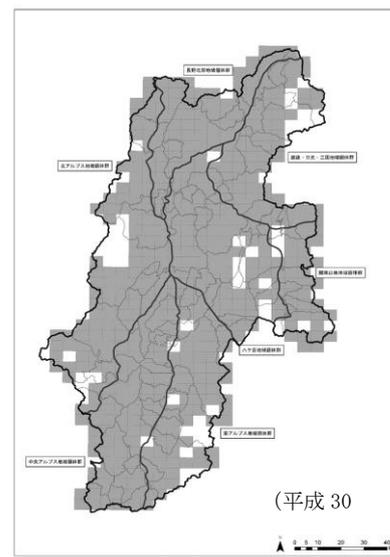
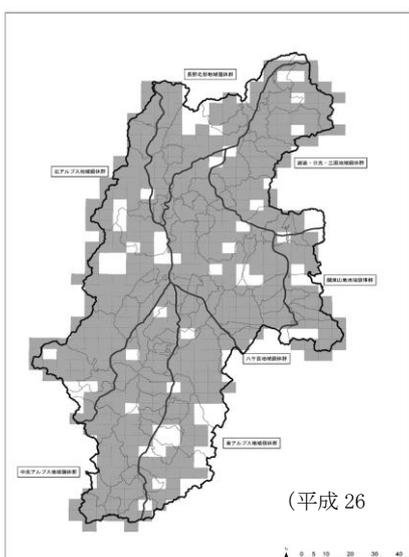
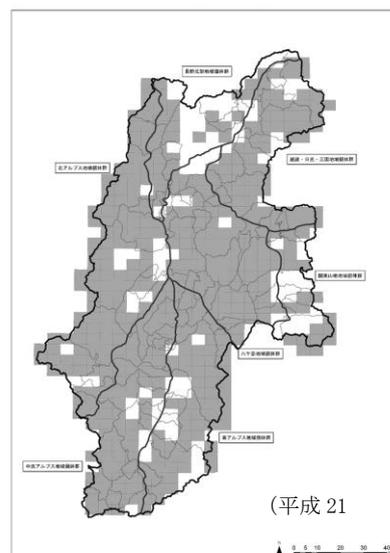
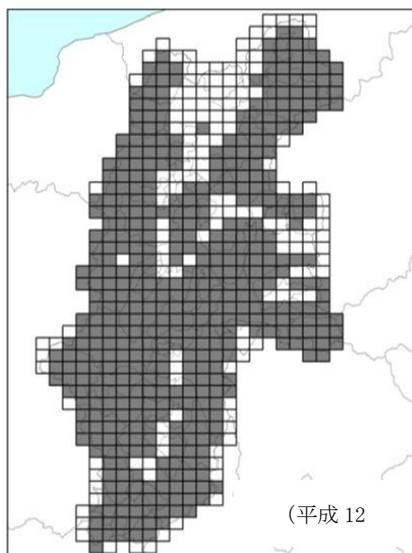
（北アルプス、長野北部、越後・日光・三国、関東山地、八ヶ岳、南アルプス、中央アルプス）

4 カモシカの現状

(1) 生息状況

ア 生息分布

平成30年の生息面積は、平成26年に比較して増加している。



イ 生息密度

1 平方 km の調査地点 44 箇所について、個体数を調査し、管理ユニット別に平均値を求めた。八ヶ岳管理ユニットと中央アルプス管理ユニットを除き、いずれの管理ユニットも前回調査よりも上昇している。

地域個体群別生息密度（単位：頭/Km²）

管理ユニット	平成 26 年(2014 年)			平成 30 年(2018 年)		
	平均生息密度(頭/km ²)	標準偏差	調査地点数	平均生息密度(頭/km ²)	標準偏差	調査地点数
北アルプス	0.59	1	15	0.62	0.76	6
長野北部	—	—	—	—	—	—
越後・日光・三国	0.83	1.11	4	1.02	1.45	2
関東山地	0.23	0.46	4	0.90	0.75	4
八ヶ岳	0.28	0.49	3	0.00	0.00	3
南アルプス	0.25	0.7	8	0.75	1.42	7
中央アルプス	2.22	2.84	10	1.32	2.40	8
長野県全域	0.87	1.67	44	0.84	1.48	30

ウ 生息個体数

長野県内のカモシカ推定生息個体数については、管理ユニットごとに生息分布に生息密度を乗じて求めた。

長野県内の推定生息個体数

調査実施年	昭和 52～53※1	平成 12 年※2	平成 21 年※3	平成 26 年※4	平成 30 年
推定個体数	14,000 頭	9,340 ±1,630 頭	11,997 ±3,970 頭	8,248 ±5,079 頭	7,738 ±6,420 頭

6 保護管理の方法

(1) 捕獲以外の被害防除対策

カモシカは種指定の国の特別天然記念物であることから、捕獲以外の被害防除を優先するよう努めることとし、県、市町村においては、そのための施策の実行に努める。

(2) 個体数調整による捕獲対策

ア 被害地、あるいは被害を受ける可能性が極めて高い場所を特定し、**被害防除を優先して取組んだ上で、なお必要な場合に捕獲を行う。**

イ 保護管理の基本方針である「管理ユニットを安定的に維持」することを前提条件とし、モニタリングにより確認しつつ行う。

ウ 個体数調整のための地域区分

個体数調整のための地域区分の考え方は下表のとおり。

地域の名称	各地域の位置付け	設定の基準
カモシカ保護地域	三庁合意に基づき設定され、カモシカの捕獲が認められない地域（傷病等で保護する場合がある）	三庁合意に基づくカモシカ保護地域
防御地域	管理ユニットの安定的な維持のため保護を主体としつつ、被害防除対策に取り組む地域。	鳥獣保護区特別保護地区、国立・国定公園の特別保護地区及び中央アルプス県立自然公園の駒ヶ岳特別地域
管理地域	カモシカ保護地域及び防御地域以外の地域であって、防除対策のみでは防ぐことのできない農林業被害防除のため、捕獲実施団地を設定して必要最小限の個体数調整が実施可能な地域	カモシカ保護地域及び防御地域以外の地域

(3) 年次計画における捕獲計画の策定手順

- ア 保護地域以外で、被害が発生している地域を明確にする。
- イ 被害位置や捕獲以外の対策等の情報を図化する。
- ウ サンプル調査等により被害状況を把握する。
- エ 50～100ha 程度の区域（捕獲実施団地）を設定する。
- オ 捕獲実施団地では、原則として1～4頭の間で捕獲数を設定する
- カ 年度毎の捕獲計画は、特定鳥獣等保護管理検討委員会で検討したうえで決定する。

7 モニタリングの実施

科学的・計画的な保護管理を進めるため、県と捕獲実施市町村は協力してモニタリングを行うこととする。

- ・長期モニタリング（5年に1回）……分布状況調査、生息密度調査、その他
- ・短期モニタリング（毎年）……被害状況調査、捕獲個体調査（年齢、妊娠状況等）

8 特定計画の実施体制

効果的な保護管理施策を実施するにあたっては、県、市町村、農林業団体、集落住民等の関係者が協働で取り組む。